

奈良市立学校（園）における新型コロナウイルスへの当面（今年度内）の対応について

本市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校（園）に在学（園）する幼児、児童、生徒（以下「児童生徒」という。）への対応について、次のとおりとします。

1. 学校（園）が主催する行事については、下記のとおりとする。

- (1) 全校（園）で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式等を実施する場合は校内放送での実施等に努めること。
- (2) 学校（園）の卒業証書又は修了証書授与式への参加は、教職員、卒業生（卒園児）、在校生（在園児）、保護者については同居している者に限る。来賓の参加については認めないこととする。この場合の授与の形式等は学校（園）長の判断とする。
- (3) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

2. 学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの

児童生徒に 37.5 度以上の発熱又は風邪の症状がある場合。

3. 学校保健安全法第 20 条による臨時休校（14 日間）の措置とするもの

- (1) 児童生徒本人、保護者（同居者に限る）、教職員（同居者を含む）、バンビーホーム支援員（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (2) 上記により臨時休校措置とした場合、同校のバンビーホームも閉所措置とする。

4. その他

- (1) 上記 2 により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して「帰国者・接触者相談センター*」への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、同センターへ相談を行うよう指導すること。
- (2) 上記 2 により、出席停止措置とした児童生徒等については、バンビーホームの利用もできないこととする。
- (3) 上記 2 により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- (4) 教職員は出勤前に自宅にて検温し、37.5 度を超えた場合は学校（園）長に報告すること。また、教職員の特別休暇等の取り扱いについては、令和 2 年 2 月 5 日付け奈教職第 482 号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」のとおりとする。
- (5) 保護者に対しても、家庭において登校前に検温等を実施し、万が一、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、学校（園）を休ませて健康観察をするなどの対応を依頼すること。その場合、出席停止として取り扱うことも伝えること。
- (6) この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

*** 帰国者・接触者相談センター**

1. 専用電話番号 TEL 0742-27-1132 FAX 0742-22-5510

2. 開設時間

平日：午前8時30分～午後9時00分

土日祝：午前10時00分～午後4時00分

・時間外は、保健予防課（TEL 0742-93-8397/FAX 0742-34-2321）までご相談ください。

【参考】学校保健安全法

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

問い合わせ先

- ・児童生徒の出席停止、臨時休校等に関すること

保健給食課 0742-34-4830

- ・卒業証書又は修了証書授与式に関すること

学校教育課 0742-34-4763

保育総務課 0742-34-5493

- ・バンビーホームに関すること

地域教育課 0742-34-5366

- ・教職員の服務に関すること

教職員課 0742-34-5299